

# 監査結果報告書

---

令和4年度（2022年度）No.3

---

定期監査（下期）  
公の施設の指定管理者監査  
出資団体監査

旭川市監査委員

旭監第65号  
令和5年4月5日

旭川市長 今津寛介様  
旭川市議会議長 中川明雄様  
旭川市教育委員会教育長 野崎幸宏様

旭川市監査委員 大鷹明  
旭川市監査委員 坪沼一成  
旭川市監査委員 上村有史  
旭川市監査委員 高花詠子

### 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象	1
(1) 対象事務	1
(2) 対象部局及び対象期間	1
2 監査の着眼点	1
3 監査の実施内容	2
(1) 実施期間	2
(2) 実施方法	2
4 監査の結果	3

## 第 2 定期監査（工事監査）

1 監査の対象等	6
2 監査の着眼点	7
3 監査の実施内容	8
(1) 実施期間	8
(2) 実施方法	8
4 監査の結果	8

## 第 3 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象等	9
2 監査の着眼点	9
3 監査の実施内容	10
(1) 実施期間	10
(2) 実施方法	10
4 監査の結果	10

## 第 4 出資団体監査

1 監査の対象等	12
2 監査の着眼点	12
3 監査の実施内容	13
(1) 実施期間	13
(2) 実施方法	13
4 監査の結果	13
(資 料) 1 監査対象団体の概要	16
2 貸借対照表	19
3 正味財産増減計算書	20

## 第 1 定期監査（財務監査）

### 1 監査の対象

#### (1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

ア 収入に関する事務のうち、現金取扱事務

イ 支出に関する事務のうち、負担金、補助及び交付金に関する事務

#### (2) 対象部局及び対象期間

対象部局	負担金、補助及び 交付金に関する事務	現金取扱事務	対象期間
総合政策部	○	—	令和4年 4月1日 ～ 令和4年 10月31日
地域振興部	○	—	
総務部	○	—	
市民生活部	○	○ (神楽支所)	
保健所	○	—	
環境部	○	—	
観光スポーツ交流部	○	—	
土木部	○	—	
社会教育部	○	—	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示

### 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### (1) 負担金、補助及び交付金に関する事務

ア 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。

イ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

- ウ 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- エ 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- オ 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
- カ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、用途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認が行われているか。
- キ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- ク 予算目的に反する支出はないか。
- ケ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

(2) 現金取扱事務

- ア 現金と領収書等の証拠書類や現金出納簿等の出納関係帳簿は一致しているか。
- イ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
- ウ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
- エ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々、出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- オ 領収書を発行しない収納金の確認は適正に行われているか。
- カ 現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。
- キ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- ク 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- ケ 釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。
- コ 金額確認は2人以上の体制で実施しているか。

### 3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和4年12月1日から令和5年3月17日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

## 4 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、収入に関する事務は適正に処理されていると認められたが、支出に関する事務について、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘事項等について、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

なお、今年度は負担金、補助及び交付金に関する事務を重点項目として監査を実施したところであるが、申請書類の確認が不十分だったもののほか、補助金交付基準と補助金交付要綱等との整合性が図られていないもの、さらには補助金交付要綱等に規定されていない事務処理を行っていたものなど、制度運用上の不備が散見されたところである。

令和4年度から本市において内部統制制度が導入されていることから、各部局において、監査の結果も踏まえてリスクを識別し、対応することで、適切かつ厳正な事務執行に努められたい。

### 総 合 政 策 部

特に指摘事項なし。

### 地 域 振 興 部

特に指摘事項なし。

### 総 務 部

#### ○ 指摘事項

##### (1) 支出に関する事務

[検討を要するもの]

- ① 旭川市職員福利厚生会交付金支出要領において、概算払を規定することなく分割交付する旨を規定するとともに、交付決定において概算払請求がされていないのに概算払を決定し、さらにこの決定を変更せずに概算払をしていないことから、当該変更の意思決定を行うなど必要な措置を講じるとともに、旭川市補助金交付基準との整合性を図るよう交付金支出要領の見直しを検討されたい。

(職員厚生課)

## 市 民 生 活 部

特に指摘事項なし。

## 保 健 所

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

[検討を要するもの]

- ① 旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金において、要綱の対象経費の範囲が不明確であるため、対象経費の整理が不十分なまま交付決定していることから、補助対象となる経費の明確化を図るよう検討されたい。(保健総務課)
  
- ② 旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金において、対象経費における消費税の取扱いについて要綱に明確な基準がなく、申請額に消費税を含むか否かを判別することなく交付決定していることから、消費税の取扱いを明確にするよう要綱の見直しを検討されたい。(衛生検査課)

## 環 境 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 地域エネルギー設備導入支援補助金において、申請書受取時に補助対象経費に関する説明を誤り、本来対象経費となるリモコンを含めていない申請書を受理し算定した結果、補助交付決定額が2,000円過少となっているものがあつた。  
－改善済(環境総務課)

## 観 光 ス ポ ー ツ 交 流 部

特に指摘事項なし。

## 土 木 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

### ○ 意見・要望事項

① 次の補助金の交付事務において、電子申請の導入や請求書の省略など、手続きの見直しを行っているが、その内容が要綱等に規定されていなかった。事務処理においても、請求書を事前に受領していたものや未記入等の不備がある申請書を受理していたものがあつたほか、請求書を省略した手続きにおいては請求日を特定していないために補助金の支払期限が不明瞭となっていた。改めて補助金交付事務の内容を検証し、必要事項を明確に規定することで、より適正な事務執行となるよう改善を図られたい。

- ・旭川市除雪機械等運転免許取得支援事業補助金
- ・旭川市街路灯維持補助金
- ・旭川市街路灯設置補助金

## 社 会 教 育 部

特に指摘事項なし。



## 第 2 定期監査（工事監査）

### 1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象工事の選定に当たっては、担当部局に偏りが生じないように考慮した上で、当年度において施工中の工事のうち、契約金額がおおむね3,000万円以上のものの中から次の工事を選定した。

対 象 部 局	総務部
工 事 名	総合庁舎建替（A）（B）新築工事
工 事 場 所	旭川市7条通9丁目
担 当 課	庁舎建設課
工 期	令和2年3月31日から令和5年8月31日まで
契 約 金 額	（A）5,731,000,000円（当初） 5,744,129,948円（変更後） （B）3,214,200,000円（当初） 3,220,103,045円（変更後）
施 工 者	（A）新谷・荒井・高・田中・タカハタ共同企業体 （B）橋本川島・盛永・廣野・吉宮共同企業体
工 事 概 要	（A） 敷地面積 9,957.80㎡（両工区合算） 建築面積 3,689.76㎡（両工区合算） 延床面積 16,204.00㎡ 用途 事務所，飲食店，百貨店，マーケット，物品販売店舗 （両工区共） 構造規模 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造及び木造，地上9 階，地下1階 最高高さ 44.17m（両工区共） 地業 既製コンクリート杭 （プレボーリング拡大根固めH i F B工法） 仕上げ等 屋根 アスファルト防水 外壁 プレキャストコンクリート板

	(B)
	敷地面積 9,957.80㎡ (両工区合算)
	建築面積 3,689.76㎡ (両工区合算)
	延床面積 8,412.00㎡
	用途 事務所, 飲食店, 百貨店, マーケット, 物品販売店舗 (両工区共)
	構造規模 鉄骨造, 9階
	最高高さ 44.17m (両工区共)
	地業 既製コンクリート杭 (プレボーリング拡大根固めH i F B工法)
	仕上げ等 屋根 アスファルト防水 外壁 プレキャストコンクリート板

## 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

- ア 都市計画及び事業決定の手続が適正に行われており、また、工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- イ 当該工事について予算と整合がとれており、工事施工の決裁手続が適正に行われているか。
- ウ 事業目的、法令等に適合した設計となっているか。
- エ 仕様書、図面等の設計図書は的確に作成されているか。
- オ 工期の設定は適切に行われているか。
- カ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- キ 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用が適切であり、また、数量及び金額が正確で、それらの算出根拠が明確か。
- ク 入札の方法及び手続は適正に行われているか。
- ケ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など、契約の内容は適切か。
- コ 法令等を遵守し、設計図書どおり施工されているか。
- サ 工程管理及び品質管理が適切に行われているか。
- シ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- ス 工期変更、設計変更の理由、内容、時期が適切であり、また、工事が遅延した場合の措置は適切であるか。
- セ 工事前に被害が予想されるものについて、写真撮影、測量等により着手前の状態が記録されているか。

### 3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和4年9月1日から令和5年3月17日まで

(2) 実施方法

本監査は、工事に関する専門的知識が必要となることから、対象工事に係る設計、積算、施工状況及び工事現場の安全管理などの技術面に関する調査を協同組合総合技術士連合に委託し、技術士の派遣を求めた。

実施に当たっては、技術士が令和4年12月23日に行った実地調査において、工事の概況説明及び工事現場の調査に立ち会った上で、委託先から提出された調査報告書の内容を基に監査を実施した。

### 4 監査の結果

対象工事に係る設計、積算、施工状況及び工事現場の安全管理などの技術面に関することについて、委託先から提出された調査報告書を考察した結果、当該報告書における調査結果の範囲において、工事執行関係の諸手続は適切に行われているとともに、施工状態における工事技術上の問題はなく、適正であると認められた。

## 第 3 公の施設の指定管理者監査

### 1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、公の施設の指定管理を行っている団体のうち、担当部に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

対 象 団 体	西神楽センター運営委員会
対 象 施 設	旭川市西神楽農業構造改善センター
監査の対象事務	令和3年度における施設管理に係る出納その他の事務
指 定 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
委 託 金 額	令和3年度 22,558,000円
所 管 部 局	市民生活部，社会教育部
利 用 料 金 制	適用なし

### 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### (1) 団体関係

- ア 法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。  
また、点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。
- オ 条例に基づき使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。
- カ 行政財産の目的外使用許可等、市長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ク 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ケ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- コ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との

会計区分は明確になっているか。

サ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備，記帳は適正になされているか。また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。

(2) 所管部局関係

ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は，法，条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は適正，公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

エ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定，支出の方法，時期，手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め，調査し，又は指示を行っているか。

ク 本来，市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。又は指定管理者の費用で実施させていないか。

ケ 指定管理者制度の採用により，効率的な管理，運営が図られ，利用促進が働くものとなっているか。

### 3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和4年12月1日から令和5年3月17日まで

(2) 実施方法

対象施設の所管部局及び対象団体から提出された資料に基づき，公の施設の管理に係る事務事業の実施状況を聴取し，主に指定の手続から当年度の事業報告書の点検に至るまでの事務が適正に執行されているかどうかについて，監査の着眼点を踏まえ，試査による関係帳簿及び書類の照合，関係職員への質問，実査等，必要な方法を取り監査を実施した。

なお，地方自治法第199条の2の規定に基づき，大鷹明監査委員を除斥した。

### 4 監査の結果

公の施設の管理に係る事務について監査した結果，おおむね適正であると認められた。今後とも，適正な施設の管理に努められたい。

## 西神楽センター運営委員会

### ○ 指摘事項

特に指摘事項なし。

### ○ 意見・要望事項

#### (1) 団体に関する事項

- ① 当団体には、経理規程に相当するものがなく、慣例による事務処理が行われており、経理上の事務処理の誤りも散見された。不正や誤りの発見及び防止機能を高めるとともに、適切な会計処理の継続が期待されることから、経理規程を設け、それに基づく事務処理を行うことを検討されたい。

## 第 4 出 資 団 体 監 査

### 1 監査の対象等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が資本金等の4分の1以上の出資を行っている6団体の中から過去の監査の実施状況を踏まえ、前回の平成30年度実施から一定の期間を経ている次の団体に決定した。

対 象 団 体	一般財団法人 旭川市勤労者共済センター
資 本 金 等	32,800千円
市 出 資 額	14,000千円（市出資割合42.7%）
所 管 部 局	経済部

### 2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

#### (1) 団体関係

- ア 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- イ 団体が一般財団法人となっている場合、出捐した財産は計画に基づき適切に公益目的のために使用されているか。
- ウ 経営成績及び財政状態は良好か。
- エ 経済性、効率性、透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。
- オ 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。それらの諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- カ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- キ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ク 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ケ 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。
- コ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- サ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- シ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

ス 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

(2) 所管部局関係

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

ウ 出資金等の支出手続は適正か。

エ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

オ 増・減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。

カ 有価証券の保管は良好か。

キ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

ク 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。

### 3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和4年12月1日から令和5年3月17日まで

(2) 実施方法

資本金等を出資した所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

### 4 監査の結果

団体の事業に係る出納その他の事務について監査した結果、次のとおり事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

今後とも指摘等を受けたことに十分留意するとともに、設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。



○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[検討を要するもの]

- ① 事務処理について、事務処理規則では、文書処理の原則を規定しているが、所定様式によることなく発注処理をしていたもの、施行伺や予定価格、変更契約書、検査調書の作成がないもの、一者特命随意契約の理由の記載のないもの、また契約書作成の省略や納入期限が文書で意思決定されていないもの等が確認されたことから、適切な事務処理の徹底を図るため、事務処理規則の見直しを早急に図られたい。
- ② 切手の保管状況について、令和3年度中の在庫の月平均額は約17万3千円である一方、一月当たりの最大払出額は約1万9千円と、在庫金額と払出金額との間に多額の差が認められたことから、経済性及び安全性の面から払出見通しを立て、適切な在庫管理を検討されたい。

(2) 所管部局（経済部）に関する事項

特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

(1) 団体に関する事項

- ① 助成金及び共済給付金支払事務について、請求金額に誤りのあるものを含め、記載事項の誤記が散見されたことから、請求書等の証拠書類の適切な整備の徹底を図られたい。
- ② 財務諸表と会計処理規則細則との勘定科目の整合性について、平成30年度に実施した監査で指摘していたにもかかわらず、依然として改善が図られていないものが見受けられたことから、適切に表示するよう細則を見直すとともに、それに基づく会計処理を徹底されたい。

(2) 所管部局（経済部）に関する事項

- ① 当団体における事務処理において、会計処理規則や事務処理規則等に定めたとおりに行われていないものが契約事務を中心に多数見受けられたことや、前回監査指摘事項の措置内容が不十分であったことから、書類の確認審査を厳格に行うことなど、適切な事務執行が確保されるよう団体の関係事務の見直しに当たり必要な指導、助言をされたい。

## 監査対象団体の概要

### 1 設立目的及び事業内容

#### (1) 設立目的

旭川市内に所在する中小企業の事業所に勤務する者（中小企業勤労者）のための総合的な福祉に関する事業を行うことにより，中小企業勤労者の福祉の向上，中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

#### (2) 実施事業

- ア 中小企業勤労者の共済に関する事業
- イ 中小企業勤労者の生活の安定に係わる事業
- ウ 中小企業勤労者の健康の維持増進に係わる事業
- エ 中小企業勤労者の自己啓発及び余暇活動に係わる事業
- オ その他共済センターの目的を達成するために必要な事業

### 2 財団指定正味財産

32,800,000円（うち旭川市出捐14,000,000円 出資率42.7%）

### 3 役職員数（令和4年3月31日現在）

役員 理事 6人（うち理事長1人，副理事長2人）  
監事 2人  
職員 事務局長（欠員），主事 2人，臨時職員 2人

### 4 令和3年度の事業実績

#### (1) 会員数

395事業所 4,231人（令和4年3月31日現在）

#### (2) 共済給付事業

給付の種類		給付金額(円)	給付件数	金額(円)
祝金	成人	10,000	28	280,000
	結婚	10,000	54	540,000
	出産	10,000	58	580,000
	入学祝（小学校）	10,000	117	1,170,000
	卒業祝（中学校）	10,000	114	1,140,000
	銀婚祝	10,000	44	440,000
	還暦祝	10,000	88	880,000
			503	5,030,000

給付の種類		給付金額(円)	給付件数	金額(円)
弔慰金	本人の死亡	100,000	7	700,000
	配偶者の死亡	50,000	5	250,000
	子の死亡	20,000	0	0
	親の死亡	10,000	158	1,580,000
			170	2,530,000
見舞金	傷病 30日以上	15,000	38	570,000
			38	570,000
退会餞別	5年以上10年未満在会	10,000	40	400,000
	10年以上15年未満在会	20,000	23	460,000
	15年以上20年未満在会	30,000	23	690,000
	20年以上25年未満在会	40,000	14	560,000
	25年以上在会 (55歳以上)	50,000	27	1,350,000
			127	3,460,000
合 計			838	11,590,000

(3) 福利厚生事業

事業内容	参加者(利用者)(人)	事業費(円)
ア 健康の維持増進事業 ※旭川ハーフマラソン、バーサーロベット・ジャパンは中止		
(ア) 人間ドック助成 市立旭川病院 実施期間 令和3年4月1日～令和4年2月28日	22	220,000
(イ) 脳ドック助成 市立旭川病院 実施期間 令和3年4月1日～令和4年2月28日	11	77,000
(ウ) がん検診助成 旭川がん検診センター 実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月28日	88	57,900
(エ) 生活習慣病予防健診助成 はらだ病院, 日赤, 厚生病院 実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日	233	466,000
(オ) インフルエンザ予防接種助成 山下内科循環器科, はらだ, 高砂台病院など5指定病院 実施期間 令和3年10月1日～令和4年1月31日	438	438,000
(カ) 感染症予防対策事業 除菌スプレー(1個), 除菌シート(2個)の全会員への無償提供 実施期間 令和3年6月	4,260	1,950,080
健康の維持増進事業 計	5,052	3,208,980

事業内容	参加者(利用者)(人)	事業費(円)
イ 自己啓発・余暇活動事業 ※ソフトボール大会、ボウリング大会、ワーカーズミーティングは中止		
(ア) 保養施設宿泊助成 協定13施設 実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日	285	1,140,000
(イ) ミールクーポン助成 実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,563	4,689,000
(ウ) がんばろう旭川スイーツ購入助成 実施期間 令和3年9月1日～令和4年1月31日	1,031	1,031,000
(エ) 映画前売助成 ディノスシネマズ旭川、シネプレックス旭川 実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,089	1,179,630
(オ) 北海道グリーンランド施設利用助成 岩見沢市志文町 実施期間 令和3年4月24日～令和3年10月24日	29	13,200
(カ) 北海道グリーンランド前売券販売 岩見沢市志文町 実施期間 令和3年4月24日～令和3年10月24日	21	26,550
(キ) 登別伊達時代村施設利用助成 登別市中登別 実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日	11	4,400
(ク) さくらんぼ狩り入園助成 近沢果樹園 実施期間 令和3年7月中旬～8月上旬	72	28,800
(ケ) イチゴ狩り助成 菜ん野花ん家ふぁーむ 実施期間 令和3年6月	76	38,000
(コ) 万葉の湯入館チケット助成 実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日	2,811	3,035,880
(サ) 道立美術館（北海道新聞社助成） 江口寿史展ほか 実施期間 令和3年7月	27	21,240
(シ) その他の公演前売助成 演歌コンサートほか 実施日 令和3年6月ほか	36	150,460
(ス) スキーリフト等利用割引券発行 カムイスキーリンクスなど4施設 実施期間 令和3年12月1日～令和4年3月25日	762	0
自己啓発・余暇活動事業 計	7,813	11,358,160
ウ 生活の安定に係わる事業 (ア) 旭川市内の専門店、レストラン、レジャー施設との協定による会員の割引利用 11社26拠点による割引利用協定を継続 ・旭川市内ホテル内レストラン3箇所の割引利用 ・旭川市内レジャー施設3箇所の割引利用 ・旭川市内の専門店7店20拠点の割引利用		

## 財務諸表

### 1 貸借対照表

令和 4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	6,238,434	5,804,451	433,983
未収会費	333,500	418,900	△ 85,400
未収入金	10,000	0	10,000
前払費用	204,472	0	204,472
流動資産合計	6,786,406	6,223,351	563,055
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
職員退職給付引当資産	0	0	0
共済給付引当資産	15,000,000	23,000,000	△ 8,000,000
退職積別給付引当資産	29,567,800	29,567,800	0
法人管理運営資産	32,800,000	32,800,000	0
特定資産合計	77,367,800	85,367,800	△ 8,000,000
(3) その他固定資産			
出資金	2,000	2,000	0
その他固定資産合計	2,000	2,000	0
固定資産合計	77,369,800	85,369,800	△ 8,000,000
資産合計	84,156,206	91,593,151	△ 7,436,945
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	1,829,057	458,282	1,370,775
前受会費	3,876,200	4,302,200	△ 426,000
職員預り金	103,405	139,328	△ 35,923
流動負債合計	5,808,662	4,899,810	908,852
2. 固定負債			
職員退職給付引当金	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	5,808,662	4,899,810	908,852
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産合計			
旭川市勤労者共済会寄附金	18,800,000	18,800,000	0
旭川市出捐金	14,000,000	14,000,000	0
指定正味財産合計	32,800,000	32,800,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 32,800,000 )	( 32,800,000 )	( 0 )
2. 一般正味財産	45,547,544	53,893,341	△ 8,345,797
(うち特定資産への充当額)	( 44,567,800 )	( 52,567,800 )	( △ 8,000,000 )
正味財産合計	78,347,544	86,693,341	△ 8,345,797
負債及び正味財産合計	84,156,206	91,593,151	△ 7,436,945

注) 本表は、当法人の決算書から抜粋したものである。

<資料3>

2 正味財産増減計算書

令和 3年4月1日から令和 4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
基本財産受取利息	0	0	0
② 特定資産運用益	[ 1,598 ]	[ 6,562 ]	[ △ 4,964 ]
特定資産受取利息	1,598	6,562	△ 4,964
③ 受取会費	[ 30,544,200 ]	[ 30,642,000 ]	[ △ 97,800 ]
受取会費	30,544,200	30,642,000	△ 97,800
④ 受取補助金	[ 3,000,000 ]	[ 3,000,000 ]	[ 0 ]
受取旭川市補助金	3,000,000	3,000,000	0
⑤ 受取負担金	[ 3,115,850 ]	[ 1,926,000 ]	[ 1,189,850 ]
受取負担金	3,115,850	1,926,000	1,189,850
⑥ 雑収益	[ 94,286 ]	[ 250,904 ]	[ △ 156,618 ]
受取利息・配当金	118	440	△ 322
雑収益	94,168	250,464	△ 156,296
経常収益計	36,755,934	35,825,466	930,468
(2) 経常費用			
① 事業費	[ 38,934,915 ]	[ 34,999,014 ]	[ 3,935,901 ]
給料手当当	7,701,477	5,519,659	2,181,818
法定福利費用	1,135,585	916,491	219,094
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	313,387	246,423	66,964
旅交通費	0	2,678	△ 2,678
通信運搬費	535,746	501,306	34,440
借料損料費	2,326,508	2,090,591	235,917
消耗品	1,693,408	2,523,338	△ 829,930
印刷製本費	369,169	667,943	△ 298,774
光熱水料費	243,288	149,263	94,025
賃借料	0	0	0
保険料	0	0	0
諸謝金	0	0	0
支払手数料	292,201	280,209	11,992
委託費	0	0	0
共済金	11,590,000	11,380,000	210,000
支払負担金	12,617,060	10,599,055	2,018,005
支払	74,250	74,250	0
支払	42,836	122,058	△ 79,222
② 管理費	[ 6,081,616 ]	[ 7,140,877 ]	[ △ 1,059,261 ]
給料手当当	3,300,633	3,865,969	△ 565,336
法定福利費用	486,679	595,871	△ 109,192
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	134,309	160,216	△ 25,907
旅交通費	0	2,934	△ 2,934
通信運搬費	523,041	488,976	34,065
借料損料費	0	0	0
消耗品	341,506	306,876	34,630
印刷製本費	298,837	387,087	△ 88,250
光熱水料費	416,297	753,213	△ 336,916
光熱水料費	155,545	85,430	60,115
租税公課	80,256	81,012	△ 756
支払手数料	320,379	307,231	13,148
支払負担金	8,250	82,500	△ 74,250
支払	15,884	13,562	2,322
経常費用計	45,016,531	42,139,891	2,876,640
当期経常増減額	△ 8,260,597	△ 6,314,425	△ 1,946,172
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(2) 経常外費用			
不納欠損処分	85,200	109,400	△ 24,200
経常外費用計	( 85,200 )	( 109,400 )	( △ 24,200 )
当期経常外増減額	( △ 85,200 )	( △ 109,400 )	( △ 24,200 )
当期一般正味財産増減額	( △ 8,345,797 )	( △ 6,423,825 )	( △ 1,921,972 )
一般正味財産期首残高	53,893,341	60,317,166	△ 6,423,825
一般正味財産期末残高	45,547,544	53,893,341	△ 8,345,797
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	32,800,000	32,800,000	0
指定正味財産期末残高	32,800,000	32,800,000	0
III 正味財産期末残高	78,347,544	86,693,341	△ 8,345,797

注) 本表は、当法人の決算書から抜粋したものである。